

職務発明規程に係る発明補償等に関する内規

第1条 この細則は、職務発明規程第14条の規定に基づき、発明補償の取扱いについて定めるものとする。

第2条 規程第14条の規定により特許等を受ける権利又は特許権を大学に承継させた発明等を行った教職員等に対し、大学が支払う対価は、次に掲げる実績補償金とする。

- (1) 知的財産権を承継し譲渡を受けたとき、1件につき1万円
- (2) 承継した知的財産権が法令で定められた権利に登録されたとき、1件につき1万円
- (3) 大学が知的財産権の運用又は処分により収入を得たときは次による
 - ① 実績補償金の算定期間は年度毎（4月1日から翌年3月31日）に行う
 - ② 収入の累計額が出願等に要した実額（以下のB）の累計額を上回った場合、実績補償金を支払う
 - ③ 前項により実績補償金が支払われた場合において、支払われた年度までの収入及び出願等に要した実額（以下のB）は相殺されたものとする。
 - ④ 算定算式は次の通り
 - ・実績補償金 = $A - B$
 - A：年度毎の収入額
 - B：出願・維持・活用等に要した実額
 - ・実績補償金の配分
技術移転機関取り分（収入額の30%）控除した残額からBを差引の上
大学50%、発明者50%。
但し、技術移転機関取り分において割合が不相当案件の場合は、その割合を増減することがある
 - ⑤ 発明者は希望すれば実績補償金受け取りの権利を放棄し、その全額を学内研究費（指定研究費）として使用することができる。

第3条 発明者は、住所または所属に変更があったときは、速やかに総合研究所に届けなければならない。転退職した場合も同様とする。

附 則

この細則は、平成26年7月30日から施行する。